

平成15年度 第1回  
兵庫県都市計画審議会

平成15年8月4日（月）

兵庫県不動産会館

それでは、平成15年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成15年度第 1 回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、何かとご多忙の中、また、この夏一番の暑い日にも関わりませず、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

まず、ここに、去る 5 月 3 日、66歳という若いご生涯を閉じられました、故山本正治委員の急逝を心からお悔やみし、謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

山本前委員におかれましては、兵庫県会議員として、平成 2 年から平成 3 年、平成 4 年から平成 9 年まで、また平成11年からご逝去されるまで、三回、通算約10年の長きに渡り、当審議会の委員にご就任され、その間数多くの都市計画案件を審議いただき、地域の振興と地方自治に関する豊かな経験と卓抜な見識をもって、本県の都市計画の推進に、多大な貢献を賜ったところでございます。

また、私にとりまして、すぐ横の席にずっとお座りいただいております、山本先生がいらっしゃるだけで、私は何か安心して議事を進めさせていただけたと、そういうふうに思っております。無投票でご当選なされましたので、また、この席にお帰りいただけるものと私は信じておりましたのに、新聞で急なご逝去を知り、本当に驚いたところでございます。

ここに、生前の数々のご功績を偲び、衷心より感謝申し上げるとともに、山本前委員の御霊の安らかならんことをお祈り申し上げたいと思います。

一方、小泉直子前委員におかれましては、内閣府に新たに設立されました食品安全委員会の常勤委員として、7月 1 日からご就任になられまして、東京へご着任いただいております。非常に、重大なお仕事のようにございます。6 月末をもちまして、当審議会の委員を辞任されております。後任の委員については、現在、選任中ということでございますが、小泉委員が大変大事な仕事を存分にさせていただきますことをお祈り申し上げたいと思います。

さて、先ほど、ご紹介がありました通り、前回 2 月の審議会以降、14名の委員が交代されておりますが、新しく委員となられました皆様におかれましては、当審議会の運営につきまして、お力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、本日の案件は、去る7月28日に、事務局から事前説明がありました中播都市計画道路の変更議案をはじめ、11件でございます。その中には、平成13年度に当審議会が答申を行った都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する基本的な考え方に沿って、以後、手続きが進められてまいりました、いわゆる都市計画区域マスタープランの最初の議案が含まれてございます。

このあと、お手元の議案書によりまして、議事を進めてまいりたいと存じます。どうか十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日、付議されております各案件について、ご審議を賜りたいと存じます。なお、審議の中で、ご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置かれております名札の番号を述べてからご発言くださるようお願い申し上げます。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けるとともに、採決につきましても、できるだけ一括してお諮りしたいと思います。この点、あらかじめ、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、まず、第1号議案、龍野市にかかります「中播都市計画道路の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案、龍野市にかかります中播都市計画道路龍野中央幹線の変更について、ご説明いたします。

議案書は3ページから6ページ、議案位置図は1ページと2ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

龍野中央幹線は、当初、昭和27年に龍野太子線以北を龍野神岡線として都市計画決定されました。その後、昭和33年に都市計画道路国道2号線に接続するため区間を延伸し、昭和49年に山陽自動車道の計画等を勘案し、龍野太子線以南の幅員を拡幅するなどの見直しに合わせて、名称を龍野中央幹線に変更し、現在に至っております。

本路線は、龍野市の南北方向の主要幹線道路として、昭和27年より現在まで、順次、整備を進めて来たところ です。

それでは、今回の変更内容についてご説明させていただきます。

今回、龍野中央幹線の終点部である、一般県道姫路新宮線との交差点付近の区間について、次の観点から計画を再検討し、計画を変更することといたしました。

まず、1点は、交差点の円滑な交通処理のため、龍野中央幹線に付加車線を設置する計画に変更いたします。

次に、2点目として、線形についてでございます。当該区間は、現道を西側に拡幅する線形で、都市計画決定しておりますが、県道姫路新宮線への付加車線設置において、揖保川にかかる橋梁の拡幅区間を短くするため、交差点位置がなるべく東側になるような計画とすること。

現道西側には、当初都市計画決定以降、多くの物件が建築されていることから、近年の社会情勢を考慮するとともに、できる限り早期整備を図るべく、支障物件を少なくすること。

現況の道路敷及び東側にある公有水路敷を有効活用すること。

これらのことから、西側に拡幅する現在の計画よりも東側に拡幅する線形とすることが適切であると判断したことから、今回、変更するものであります。

3点目として、標準幅員について、当該区間においては、両側に2mの歩道を設ける幅員11mで都市計画決定しておりますが、今回の交差点改良に伴い、揖保川左岸側管理道には、入口に車止めを設け、実質的に自転車・歩行者専用道路とすることにより、龍野中央幹線西側について、自転車、歩行者の安全なルートが確保されることとなること。また、交通量を見直した結果、自転車、歩行者の交通量が非常に少ないことや、沿道の土地利用状況を考慮して、東側片側歩道とすることが妥当であると判断したことから、東側だけに、施設帯も含めた2.5mの歩道を設ける幅員9.5mに変更いたします。

以上の結果、前面スクリーンにお示ししておりますように、黄色着色の部分を削除し、赤色着色の部分を追加する都市計画変更を行うものです。なお、計画案につきましては、地域住民への説明会を開催いたしましたが、特に意見等はございませんでした。

また、本第1号議案につきまして、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。これにつきまして、質問またはご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 ご異議がないようですので、第1号議案については、原案通り可決いたします。

次に、第2号議案「氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」から第6号議案「春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」までの4件ですが、お互いに関連していることから、一括して説明を受けることにいたします。

それでは、これらについて、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、ご説明いたします。資料2、1ページ、丹波地域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、1.基本的事項の前文をご覧ください。

平成13年に施行された都市計画法の改正により、すべての都市計画区域において、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めることが義務づけられました。この整備、開発及び保全の方針は、地域の発展の方向や人口・産業の現状、及び将来の見通し等を勘案し、長期的な視点に立った将来像を示し、その実現に向けての道筋を明らかにするものとされております。

前面スクリーンをご覧ください。この法改正に対する兵庫県の取り組みについて、平成13年6月に本都市計画審議会に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する基本的な考え方」の諮問を行い、14年2月に答申をいただき、これに基づき地域毎に広域都市計画方針を策定いたしました。

お手元に、A3版の「丹波地域広域都市計画方針の概要」をお配りしております。広域都市計画方針と各都市計画区域独自の記述を加え、都市計画区域毎に整備、開発及び保全の方針を策定いたしました。丹波地域では、前面スクリーン及び議案書位置図3ページに示しますように、氷上、柏原、篠山、春日の4都市計画区域を指定しており、第2号議案から第5号議案のご説明を丹波地域共通の記述と、各都市計画区域固有の記述を合わせて4都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を一括してご説明いたします。資料2、1ページから27ページで、都市計画区域名の記載のない部分は共通の記述で、3ページの下段など、括弧書きで都市計画名称が記述されている部分が固有の表記となっており、各都市計画区域毎の議案書別冊を統合して資料を作成しております。

整備、開発及び保全の方針は、スクリーンで示すように、基本的事項以下5つの項目で構成しております。

1ページ、基本的役割では、丹波地域の整備、開発及び保全の方針が丹波の森構想、及び丹波の夢ビジョンを踏まえ、その分野別計画の一つとして、丹波地域における都市計画に関する基本的な方向性を示しており、各都市計画区域における主要な都市計画の

決定方針等を表すことを記載しております。

2 ページ、策定区域の対象は、個々の都市計画区域ですが、丹波地域全体の中でとらえる必要があること、及び地理的社会的連続性から、丹波地域全域を策定関連区域として位置づけております。目標年次は、平成12年を基準として概ね10年後の平成22年としております。

次に、課題と目標の背景と経緯では、2 ページに自然、3 ページに歴史、4 ページ・5 ページに人口と産業の現状と動向を記載しております。

6 ページ、都市計画の課題では、平成13年に策定された地域ビジョンの記載を基に、都市計画の課題として4点を挙げ、それぞれに対応した目標を定めております。課題、目標及び基本理念については、資料の7～9ページに記載しております。9ページ下段から人口及び産業の将来見通しを記載しておりますが、これは全県の将来人口推計を基に、各都市計画区域の人口の伸び等を考慮して設定しております。

10ページ、都市構造、主要な都市機能の配置の方針については、スクリーン及び本日お配りしておりますA4横使いの右肩に参考図と記載しております丹波地域都市構造図をご覧ください。議案書別冊、各都市計画区域の方針の最後から2枚目に同じ図面がついておりますが、これに若干修正を加えて、本日お配りしておりますので、ご了承願います。

丹波地域は、地形的制約から川筋に道路網が発達し、都市軸となるような圏域構成となっております。以下、各都市計画区域の付図は、別冊議案書の最後から3枚目にそれぞれ添付しております。

氷上都市計画区域では、成松・西中、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ周辺及びJR石生駅周辺を都市拠点と位置づけ、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の充実を図ります。広域連携軸としては、北近畿豊岡自動車道、東播丹波連絡道路、及びJR福知山線を位置づけ、京阪神方面、播磨及び但馬方面との連絡強化を図ります。また、都市間連携軸として国道175号、主要地方道青垣柏原線等により隣接市町との連携強化を図ることとしております。

柏原都市計画区域では、都市拠点としてJR柏原駅周辺、及び丹波年輪の里周辺、広域連携軸としてJR福知山線、都市間連携軸として国道176号を位置づけております。篠山都市計画区域では、篠山城下町周辺及びJR篠山口駅周辺を都市拠点と位置づけ、西紀、今田、城東、多紀の各支所周辺をサブ都市拠点とし、それぞれの規模や特性に応

じて、商業業務、工業、交通ターミナル、居住機能等の充実を図ることとしております。広域連携軸としては、舞鶴若狭自動車道及びJ R福知山線を位置づけ、京阪神方面との連携強化を図ります。また、都市間連携軸として国道 173号、176号、372号等により隣接市町との連携強化を図ります。

春日都市計画区域では、J R黒井駅周辺及び舞鶴若狭自動車道春日インターチェンジ周辺を都市拠点と位置づけ、商業業務、工業、交通ターミナル、居住等の機能の充実を図ります。広域連携軸としては、舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道及びJ R福知山線を位置づけ、京阪神及び但馬方面との連携強化を図ります。また、都市間連携軸として国道 175号等を位置づけ、隣接市町との連携強化を図ります。

12ページ、区域区分の有無の項目では、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行うかどうかについて記載しております。

スクリーンに線引きのイメージを示しております。丹波地域では、土地利用の大半を田園と山林が占めており、線引きによる土地利用規制を行うより、それぞれの地域の実情に応じた緩やかな土地利用誘導を行うこととして、区域区分を定めないこととしております。基本の方針では、土地利用から都市防災までスクリーンで示す6つの方針を定めております。

まず、土地利用に関する方針について。丹波地域では、緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づくまちの区域、さとの区域、森を生かす区域、森を守る区域に加え、現在新たに設けることを検討している歴史的なまちの区域のそれぞれの区域毎に緑化基準等を設定して、良好な開発の誘導を図っていくこととしております。

J R福知山線の複線化や舞鶴若狭自動車道及び国道バイパスといった社会基盤の整備を背景に、無秩序な市街地のスプロールが進まないよう、都市機能の集積した魅力的な市街地の形成や効率的な都市基盤の整備を行う一方、丹波らしい田園風景や地域環境が失われることがないように、それぞれの区域にふさわしい土地利用誘導を行っていくこととしております。

緑条例に基づく4つの区域のうち、まちの区域、歴史的なまちの区域は、都市的土地利用を図る区域として農林漁業との健全な調和を図りつつ、必要に応じて、商業業務地、工業地、住宅地等の配置を定めることとしております。また、その他の区域においても、住民と行政が目指すまちづくりの明確化を図ってまいります。

資料2、13ページ及び前面スクリーン、また議案書別冊1、氷上都市計画区域の冊子

の最後から3枚目をご覧ください。氷上都市計画区域では、成松・西中地区は、既存商業業務機能の活用や再整備と住宅市街地の形成を図り、現在の土地利用状況を前提として用途地域の指定を検討することとしております。

氷上インターチェンジ周辺地区では、その立地特性を生かし、商業業務、工業及び流通業務機能の充実及び集積と住宅市街地の形成を図り、新しい中心市街地形成に向けた適切な土地利用を明確にし、用途地域の指定を検討することとしております。JR石生駅周辺地区では、交通ターミナル機能の充実、住宅市街地の形成を図り、石生駅西地区整備計画等を踏まえ、用途地域の指定を検討することとしております。

柏原都市計画区域では、JR柏原駅周辺地区の既存商業業務機能、交通ターミナル機能の充実や歴史的な町並みを活用したまちづくりを進めながら、良好な住宅市街地の形成を図り、用途地域の指定を検討することとしております。

丹波年輪の里周辺地区は、氷上インターチェンジ周辺地区等と一体となって商業業務、工業及び流通業務機能の充実及び集積を図るとともに、良好な住宅市街地を形成し、新しい中心市街地形成に向けた適切な土地利用を明確にし、用途地域の指定を検討することとしております。

篠山都市計画区域では、JR篠山口駅周辺地区は、既に用途地域の指定、土地区画整理事業の導入が行われておりますが、その他のまちの区域についても、用途地域指定の検討等、適切な土地利用誘導を行ってまいります。

篠山城下町周辺地区では、既存商業業務機能の活用や再整備を図り、現在の土地利用状況及び景観形成地区の基準、方針を前提としながら、適切な土地利用誘導のため、用途地域指定の検討を行うこととしております。

春日都市計画区域では、JR黒井駅周辺地区は、既存商業業務機能の活用や再整備を図り、交通ターミナル機能の充実を進めながら、住宅市街地の形成を図り、現在の土地利用状況を前提として、用途地域の指定を検討することとしております。

春日インターチェンジ周辺地区では、その立地特性を生かし、商業業務機能、工業機能及び流通業務機能の充実と集積を図り、新しい中心市街地形成に向けた今後の適切な土地利用を明確にした上で、用途地域の指定を検討することとしております。

資料2、15ページ、自然的環境については、緑条例の土地利用区分等に基づき、保全する森林、樹林地等の区域や位置を明確にし、丹波らしい地域環境を守ることとしております。森林は、その保全を図り、樹林地、里山等の緑地は、良好な地域環境及び都市



環境の形成に寄与する自然的環境として保全整備を図り、特に史跡・文化財等と一体となって、土地のランドマーク、シンボルマークとなっている緑地、丘陵地等については、積極的に保全整備を図ることとしております。

都市交通について、まず、鉄道は安全で迅速、大量輸送のできる環境に優しい重要な公共交通ですが、地域の交通の大半は、自動車が担っているのが現状です。丹波地域では、高齢化社会に対応し、環境に優しい地域社会を実現していくための公共交通の機能強化と、地域間交流を推進し、安全安心な地域づくりを進めるための道路網整備が必要となっております。このため、鉄道及びバス輸送の充実やコミュニティーバスの導入等を図りながら、高速道路の整備、地域の主軸となる主要幹線道路、及びそれらを補完する幹線道路の整備並びに自転車歩行者道等の整備を重点的に進めていくこととしております。

道路については、丹波地域の骨格となる高速道路から日常生活に密着した市町道に至る道路網をそれぞれの機能に応じ体系的に整備することとしております。駅前広場については、ＪＲ篠山口駅、柏原駅などにおいて、鉄道利用の利便性、快適性を高めるためそれぞれのまちの顔となるような駅前空間の整備を進めることとしております。

鉄道については、ＪＲ福知山線の新三田駅・篠山口駅間が複線化され、丹波地域と阪神都市圏の利便性が大幅に向上しました。また、阪神淡路大震災時には、広域ネットワークとして重要な役割を果たしたことから、鉄道の利用増進を図りながら、篠山口・福知山間の複線化、高速化の実現に向けて検討を進め、さらに丹波と播磨を結ぶＪＲ加古川線の電化の推進を図ることとしております。

氷上都市計画区域では、北近畿豊岡自動車道の整備の促進、播磨地域との連携を強化する東播丹波連絡道路の具体化を図るとともに、幹線道路の整備を図り、成松・西中、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ周辺、ＪＲ石生駅周辺の各地域において、計画的な市街地形成を図るため、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定を検討するとともに、道路、駅前広場等の都市基盤施設の整備を進めることとします。

柏原都市計画区域では、国道 176号及び幹線道路の整備を図り、ＪＲ柏原駅周辺及び丹波年輪の里周辺地区において、計画的な市街地形成を図るため、市街地の骨格を形成する道路網等の都市計画決定及び見直しを検討するとともに、都市基盤施設の整備を進めることとします。

篠山都市計画区域では、国道 176号、 372号及び幹線道路の整備を図り、ＪＲ篠山口

駅周辺及び篠山城下町周辺地区において、計画的な市街地形成を図るため、市街地の骨格を形成する道路網の都市計画決定及び見直しを行うとともに、都市基盤施設の整備を進めることとします。

春日都市計画区域では、北近畿豊岡自動車道の整備を推進するとともに、丹波地域の骨格を形成する主要幹線道路であり、地域のシンボル道路ともなっている国道 175号及び幹線道路の整備を図り、JR黒井駅周辺及び春日インターチェンジ周辺地区においては、計画的な市街地形成を図るため、幹線道路網等の都市計画決定を検討するとともに、都市基盤施設の整備を進めることとします。

18ページ、都市環境の方針では、公園緑地、河川、生活排水処理、廃棄物処理を計画的に推進し、都市環境の保全、向上を図ることとします。公園緑地について、広域公園、丹波並木道中央公園を整備中であり、今後も地域の豊かな緑、歴史、文化等を活かして計画的に都市公園の整備を推進することとします。また、河川緑地、史跡、文化財等と一体となった緑地、市街地内の樹林地等の保全を図る一方、日常的なレクリエーション活動に対して、歩いていけることを基本とした住区基幹公園等を配置し、災害時の緊急避難地や復旧復興活動、防災活動の拠点の機能等を持つ公園緑地の段階的系統的な配置を図ることとします。

氷上都市計画区域では、水分れ公園、甲賀山公園及び大師の森公園の維持充実を図ることとします。

柏原都市計画区域では、丹波の森公苑、丹波年輪の里及び丹波悠遊の森の維持充実を図ることとします。

篠山都市計画区域では、多紀連山県立自然公園等の優れた自然環境を保全するとともに、篠山城跡公園や王地山公園の維持充実を図ることとします。

春日都市計画区域では、春日町総合運動公園の維持充実を図ることとします。

下水道については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、地域全体で管渠や処理場の整備など、生活排水処理計画に基づく、整備の推進を図ることとします。また、河川については、緊急度を考慮しつつ、治水安全度の向上を図るため、河川改修を促進するとともに、水と緑に親しみ、触れ合える水辺空間を創出し、地域にとって愛着のある河川づくりを進めることとします。

氷上都市計画区域では、公共下水道事業を引き続き推進するとともに、既存施設の適正な維持管理に努める一方、佐治川において、バイカモの咲く川づくりを進めることと

します。

柏原都市計画区域では、公共下水道事業を引き続き推進することとします。

篠山都市計画区域では、地域特性に応じて、各種の下水道の計画的整備を推進し、篠山川、東条川等において自然と触れ合える河川づくりを進めることとします。

春日都市計画区域では、整備された各地の下水道、集落排水事業の維持管理を行う一方、竹田川、黒井川等において、自然環境に配慮した河川整備を進めることとします。

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置づけられており、施設整備については、兵庫県廃棄物処理計画に基づき、適正な設置を図ることとします。なお、一般廃棄物については、兵庫県ゴミ処理広域化計画に基づき、広域的なゴミ処理場の検討を行い、合理的・効率的なゴミ処理システムの充実を図ることとします。

20ページ、都市景観の形成について、丹波地域全域を対象として景観の形成等に関する条例に基づく風景形成地区、景観形成地区の指定を進めるとともに、緑条例に基づき、建築物の意匠、形態、緑化手法等に関する基準を定めることとします。

各都市計画区域について、歴史的な町並みや文化的な資源を保全し、丹波らしい情緒ある落ちついた景観の形成を図る一方、土地区画整理事業等により、新たに整備を行う区域については、良好な景観の新市街地の形成を図ることとします。

21ページ、市街地整備に関する方針について、開発を誘導する区域において、用途の指定、道路等の基盤施設の整備を担保するなど、計画的で良好な市街地形成が図られるよう配慮することとします。それぞれのまちの区域や歴史的なまちの区域の特性に応じて、中心市街地活性化基本計画の策定、まちづくり事業の導入等により、個性的で魅力的な市街地整備を目指すこととします。

氷上都市計画区域では、成松・西中、氷上インターチェンジ周辺及びJR石生駅周辺地区、柏原都市計画区域では、JR柏原駅周辺及び丹波年輪の里周辺地区、篠山都市計画区域では、JR篠山口駅周辺及び篠山城下町周辺地区、春日都市計画区域では、JR黒井駅周辺及び春日インターチェンジ周辺地区など、各々のまちの区域及び歴史的なまちの区域において、都市計画法、景観条例等に基づく詳細計画を策定し、計画的に良好な市街地の整備を図ることとします。

23ページ、都市防災に関する方針について、阪神淡路大震災や過去の災害の教訓を活かし、災害を未然に防止し、安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合を図って

対策を講ずることとします。防災拠点の整備とネットワーク化として、広域防災拠点を丹波年輪の里に置き、地域防災拠点等を系統的に配置し、安全安心で快適な環境空間を形成し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高めることとします。

建築物の不燃化・耐震化について、災害時の避難施設としての公共建築物等の耐震・不燃化を促進するとともに、建築敷地内の緑化等を推進することとします。

土砂災害の防止について、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて、宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図ることとします。

25ページ以下、主要な都市計画の指針では、先に説明した4の基本的方針に基づき、具体的に事業化される予定の事業を市町との協議及び兵庫県の社会基盤整備プログラムにより、公表されている事業から抽出して記載しております。これらの整備、開発及び保全の方針の策定にあたり、丹波地域広域都市計画方針案を基に、昨年10月4日に篠山で丹波地域の都市計画フォーラムを開催するとともに、10月7日から1カ月間、パブリックコメントの募集を行いました。また、都市計画区域毎の整備、開発及び保全の方針策定後、市町及び関係機関との協議を経て、本年3月8日から4月7日まで公述募集及びパブリックコメントの募集を行い、4月18日に柏原町において都市計画区域毎に説明会及び公聴会を開催いたしました。

柏原都市計画区域マスタープランについて、1件の公述があった他、各都市計画区域については、会場からご意見をいただき、当日出席した県及び市町の担当者を交えて質疑応答を行いました。公述では、地域ビジョンで言う丹波らしいルール、都市計画道路区域内の建築制限、高速道路のインターチェンジの位置、但馬空港と福知山線複線化の地域における効果の考え方、丹南篠山口インターチェンジの改善案、その他若者定着支援体制から民間開発による騒音問題など、幅広いご意見をいただきました。

本案について、6月25日から7月8日まで2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

なお、今回の都市計画区域マスタープランと市町合併との関係ですが、平成12年10月に氷上郡6町による合併協議会が設立され、現在、平成16年11月を目途に合併作業が進められております。マスタープラン策定の法定期限が平成16年5月であることから、今回の案の策定においては、合併を前提とせず、現在の都市計画区域毎に策定を行い、合併後新たな枠組みで都市圏等の検討を行った上で、都市計画区域の見直しを行うことを

予定しております。

以上で、丹波地域の氷上、柏原、篠山、春日の4都市計画区域における整備開発及び保全の方針の説明を終わります。

○議長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。これにつきまして、質問またはご意見ございましたら、お願いいたします。

○25番 今、ご説明を受けまして、1市3町にかかわって、各都市計画区域マスタープランの中身、大きく未来像というふうなご説明があったわけですが、そんな中で、基本的には賛成の立場なんです。参考までにお聞かせいただければということで、3点お願いをしたいと思います。

その1つは、今、全体をお聞かせをいただいて、丹波という地域は森林も多い、丹波の森構想という言葉に象徴されるような中ですね、柏原は100%都市計画区域に入っておりますが、全般的に部分的なものにもなってるんですけども、きょう、出されているこのマスタープランは、当然、そんなに小さな数値目標まで表すということにはならないというのはよく分かってるんですけども、例えば、今、合併に関して見直しの向きもあるというご説明だったんですけども、例えば、いろんな状況の変化の中ですね、推進していく中で、具体的な数値目標を掲げていく、それぞれが見直さなければならぬ時期、あるいは町民、市民からいろんな意見が出て来た、当局としても見直す時期というのは、考えがえられるのかどうかというのが1つ目の質問。

それから、2つ目についてはですね、これは比較的、数値が、今、もし参考までにお聞かせいただけるようであればお聞かせいただきたい2つの点なんですけれども、1つは生活排水処理の整備を進めるというのが、他の市町にも出されていたんですけども、それぞれの今、都市計画区域内ということに限定しないで、全体、それぞれのところでの整備率が分かれば、お聞かせをいただけたらというふうに思います。

それと、もう1つは、これは数値ではありませんけれども、森が多いという中で、今、間伐材になると非常に安いということなどもあり、いろんな国政の中からの影響も大なんですけれども、森林が非常に荒れてると、山が崩れるというのが、いろんな全国各地でも起きてますし、この兵庫県でも、丹波地域なんかは後ろに森林を持ってるという点で、例えばこの中にも掲げてありましたように、例えば土石流、崖崩れなどに対する対策は、どういうふうな感じなのか。災害危険区域、土砂災害、ちょっと都市的な

ところには、急傾斜地の危険区域などがあるのかというようなこと含めて、これに対する今後の整備と言いますか、計画などがありましたら、ちょっと具体的に入るんですけども、参考のためにお聞かせをいただければというふうに思います。以上です。

○議長 ただいまの3つのご質問にお答えいただけますでしょうか。

○事務局 まず、見直しの時期ですが、数値の見直しの話ですね、人口とか産業とかということですね。これは、ご説明いたしましたように、全県のフレームからブレークダウンしております。ですから、丹波地域全体でという枠組みを一応持っております、それを市町別にブレークダウンしてますので、当面、次の見直しまではこのままでいくのかなと思っております。ただ、あとの合併のところでもお話ししましたように、篠山の方は合併が済んでるわけで、こちらの都計審にお諮りしまして、旧の篠山都市計画区域と丹南都市計画区域の合併については、ご審議いただいたとこなんですけども、氷上郡の方の合併、これがありましたあと、都市計画区域が自動的に併さるということはありません。これももう一度、区域ですとか、都市圏の構成とかを検討しました上で、またこの都市計画審議会にお諮りするというような手続きになるかと思っております。

生活排水処理につきましても、整備手法がいろいろございまして、ちょっと一概には申せませんが、県の99%計画もあるんですけども、ちょっと今、手元にはございませんので、また機会を見てお話しさせていただきたいと思っております。

それから、森林の件ですが、これは防災のことにつきましては、基本的方針の6番で都市防災に関する方針を掲げております。これは基本的には、国の方で定めた様式では入っておらない項目で、兵庫県独自という形で入れております。この中で防災のことについては、3点から書いております。この中の最後の、きょうの統合様式で言いますと、資料2の23ページの中ほど、土砂災害の防止というところで書いております。最近、この土砂災害に対する対策につきましても、いろいろと新しい法律の施行などもされておりますようで、ちょっと私の方では把握しておりませんが、手元にはございませんが、これも砂防関係ですとか建築基準法の関係、宅地造成等規制法の関係等の法律を複合して、災害に対する対策をしておるといようなことで聞いておりまして、そういったことの方針を、こちらで記載しております。

○25番 ありがとうございます。今、危険箇所の問題を申し上げましたのは、きょう、ご説明があったのでは、確かにそれを整理していくという意味のマスタープランの中身

をお話ししてくださっているんですが、そこに住んでる地域の人々にとっては、どう、その数値が、どんどんこの整備計画が進んでいくかということに、非常に關心と言いますか、要求があるということで、特に私、これを申し上げたのは、丹波という地域性の特性がここに非常にあるのではないかなという思いがありました。山、森林、こういったところが、並行的に守られていかなければならない点ではあるんですけども、そういったところで、一番最初に申し上げましたような見直しも、数値をずっと目標を掲げながら見直しを常にできるような方向で、進めてほしいなという思いがありまして、説明を求めたんです。数値、後ほど、分かれば教えていただければと思います。以上です。

○24番 先ほどの25番委員さんの関連にもなろうかと思いますが、この丹波地域のマスタープラン、おおむね10年スパンの関係で、平成12年から22年、こういう一つの目標年次を定めて立てられている、社会資本整備の問題、都市計画まちづくりの問題、そういういろいろな問題をこういう一つの計画にされてるわけですが、今、はやりのマニフェスト、数値の問題、大体年次をいつごろにどうしていくかという見通し、この場合におきましては、マスタープランで遠大な構想はいいんですけども、やはりその10年のスパンでありますけれども、例えば5年経ったら5年でとか、中間時点のそういう一つの目標年次とか、目標数値とか、こういうふうなことは、見直しの中でまたされるということなんですか、それがちょっと漠然なんでね。やはりこういう一つの目標年次を、10年のスパンでされておりますので、ちょっとぼやかした、長い年次ですから、2年、3年とか5年とか、そういう一つのもう少しスパンの短い中での数値目標、マニフェスト的なものは今後どういうふうを考えられて立てていらっしゃるんですか。

○事務局 これはあくまでも都市計画という範疇での計画になっておりまして、県の都市計画マスタープランに対しまして、ご承知のように市町の都市計画マスタープランがございます。それで、先ほどの防災の話でも、住民に身近な話につきましては、各市町で都市計画マスタープランに基づいて、これはかなり住民の方々との意見交換をしながら、どこがどうというような具体的な話に応じていくということで、県の立場では、市町とも協議をしながら、全体の方向性を示すような計画になっております。

それから、個々の事業につきましては、これはまた、個別の事業での計画がありまして、あるいは各県民局毎に社会基盤整備プログラム等で、それぞれの事業の目標とかそれに見合った予算の措置とかをやっておりますようなわけで、都市計画では大枠のみ

を示すような形になっておりますので、その辺、ご了承いただきたいと思っております。

○24番 都市計画法の都市計画の立場ということでありまして、それはそれとしても、県は県としてのそういう一つのスパンの短い、中間的な視点を引きながら検討すべきではないかなと、こう思いますので、一つ、意見を言わせていただきます。

○4番 基本的に賛成でございます。一つだけ褒めたいと思ひまして。この図面で、山稜図が入りましたね、ついに。今まで、都市構造図でこういうことを入れていただいた図面は初めてです。ですから、ぜひ、兵庫県で丹波のみならず、他の地域で展開される時も、ぜひこういう自然の地形を配慮できるような、こういう図面をぜひ入れていただいて、兵庫県下全域でこういう自然をしっかりと見ていこうという図面にしていきたいと思ひます。これは非常に今日、拝見して、感激いたしました。

さらに、ちょっとだけお願いがあるんですが、これをさらにブレイクダウンして、さらに進めていかれる時に、キーワードを二つだけぜひ議論していただきたいと思うんです。生物多様性と自然の再生、行間には入っていたと思ひますので、ぜひそこら辺も、これをさらに詳細に進めていく時には、ぜひ念頭に置いて進めていこうというふうなことでお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長 いずれも、市町が具体的な計画をする時には、きめの細かい計画を立ち上げてほしいという、そういうご要望だったと思ひます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かございませうでしょうか。

ないようでしたら、各議案は、それぞれ一応独立した都市計画に関するもので、採決も議案毎に行いたいと思ひます。

まず、第2号議案、氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案通り可決してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしということでございませうので、第2号議案については、原案通り可決いたします。

次に、第3号議案、柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案通り可決してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり。)



○議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案通り可決いたします。

次に、第4号議案、篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案通り可決いたします。

最後に、第5号議案、春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議がないようですので、第5号議案につきましては、原案通り可決いたします。

以上で、県決定の都市計画案件につきましては、終了いたしました。この結果は、直ちに知事宛に答申することといたします。

それでは、次に、建築基準法第51条ただし書関係の第6号議案から第11号議案までの審議に移ります。いずれも、ごみ処理場、産業廃棄物処理施設の案件でございます。

まず、第6号議案、尼崎市にかかりますごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置についてを上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案の説明に入ります前に、建築基準法第51条ただし書について、ご説明いたします。

議案書15ページ、青いページをお開き願います。これは建築基準法第51条の条文でございますが、都市計画区域内におきまして、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場などの用途に供する建築物につきましては、その敷地の位置を都市計画決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとなっております。但し、特定行政庁が県または市町都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、許可した場合につきましては、新築もしくは増築ができることとなっております。

県または市町都市計画審議会への付議の区分につきましては、その敷地の位置を都市計画決定する場合の、都市計画決定権者が県であるのか、市町であるのかによります。決定権者は、都市計画法及び同施行令で産業廃棄物処理施設が県決定、それ以外の施設は市町決定となっておりますので、ごみ焼却場、ごみ処理場等で産業廃棄物にかかるものについては、県都市計画審議会に付議し、それ以外の卸売市場、一般廃棄物にかかるごみ焼却場、及びごみ処理場等については、市町都市計画審議会に付議することになり

ます。

なお、産業廃棄物処理施設の設置許可、維持管理、廃棄物処理場などに関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きが並行して進められております。その中で、廃棄物処理施設を設置することにより、生活環境に及ぼす影響について審査が行われ、許可できると判断されたものが、都計審に付議され、その敷地の位置について、審議していただくこととなっております。

それでは、第6号議案につきまして、特定行政庁であります尼崎市からご説明させていただきます。

○事務局（尼崎市） 第6号議案、ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、説明いたします。議案書の17ページと議案位置図の4ページをお開きください。この度、付議します産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置する破砕処理施設でございます。当該地は、関西電力尼崎東発電所跡地の一部を利用し、新たに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずを処理するもので、これらの廃棄物の種類のうち、廃プラスチック類の破砕処理が建築基準法第51条の適用を受けるものでございます。

当該施設は、公益性が低いことなどから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用するものです。前面のスクリーンをご覧ください。敷地の位置でございます。阪神出屋敷駅から南へ約2kmの南部の工業専用地域に位置しております。

これは、拡大図でございます。敷地東側は、旧左門殿川、南側は尼崎港に面した一角でございます。

これは、当該敷地周辺の建物の用途別現況図ですが、緑に着色しておりますのが工場、紫で着色しておりますのが倉庫などの運輸流通施設、茶色に着色しておりますのが工場に付属する事務所などの業務施設でございます。敷地の西側には、今年2月にご審議いただいた廃プラスチック類の破砕施設の他、鉦さいを加工する工場があり、北側は現在解体中の関西電力尼崎東発電所があります。

これは東側から見た平成7年当時の航空写真ですが、赤い点線枠が敷地の位置にあたります。

これは施設全体の処理フローを兼ねた配置図ですが、敷地の東側に、主に金属くずを再資源化するための破砕選別する施設があり、敷地中央に廃プラスチック類を再資源化

するための高度選別施設と再利用できない廃棄物を埋め立て処分する前に行うセメント固化施設があります。

処理フローは、回収された混合廃棄物が西側市道からトラックスケールを経て、選別ヤードに荷卸後、大まかに再利用できるものと、再利用できないものに分け、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず等を含む廃棄物をプレシュレッダーで引きちぎった後、破碎施設(1)で破碎し、鉄類は磁選機で有価物として回収、非鉄金属、廃プラスチック類及びガラスくず等については、風力選別機により、アルミ等の非鉄は有化物として回収、回収しきれなかった若干の金属くずやガラスくず等を含む廃プラスチック類のシュレッダーダストは、コンベアで廃プラスチック類の高度選別施設の保管庫に運ばれます。

これが、廃プラスチック類の高度選別施設の処理フローですが、コンベアで運ばれて来た廃プラスチック類等のシュレッダーダストは、保管庫からショベルで随時、破碎施設(2)に投入し、細かく破碎後、風力選別機にかけ、廃プラスチック類については成形機へ運ばれ、除去された金属くずについては磁選機で鉄類と非鉄に分け、それぞれ有価物として回収されます。

一方、成形機で固形化された廃プラスチック類は、もう一度粉砕機で細かく粉砕し、さらに高度選別機で選別を行うことにより、不純物を除去した廃プラスチック類が排出され、製鉄所の燃料として再利用されます。

なお、一連の混合廃棄物の処理過程で再利用できないものは、セメント固化後、埋立処分いたします。破碎能力としては、廃プラスチック類のみを破碎した場合、最大1日89.6t、処理する能力があります。

敷地の位置については、先ほど、ご説明いたしましたように、工業専用地域であり、土地利用上支障はないと考えております。また、運搬車両の搬出入ルートである国道43号及び出屋敷線について、赤丸で囲んでおります地点における交通量は、現況1万716台に対し、運搬車両の走行に伴う増加は218台であり、交通に支障を及ぼすものではないと考えております。

次に、周辺環境への影響についてですが、事前に廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を行っておりますので、参考に調査結果をご説明いたします。生活環境影響調査結果については、騒音・振動の2項目について予測評価を行っております。

騒音については、工業専用地域内ということで、法規制を受けない地域であります

が、環境保全目標を騒音規制法の工業地域並みの規制基準値である70デシベルの設定に対し、予測値は騒音伝搬計算式による定量的予測を行った結果、敷地境界で65デシベルでありましたので、特に問題はないと考えております。

振動についても、工業専用地域内ということで、法規制を受けない地域であります。環境保全目標を振動規制法の工業地域における規制基準値である65デシベルの設定に対し、予測値は振動伝搬計算式による定量的予測を行った結果、敷地境界で59デシベルでありましたので、特に問題はないと考えております。

このようなことから、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上支障ないものと判断しております。以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長 6号から11号までは、いずれも産業廃棄物の処理、しかもできるだけ資源として使えるものは使えるという一連のものでございますが、一つずつ別のものです。あらかじめ、都市計画によってその位置が決まってないということで、建築基準法の条項を適用して、この審議会で決定するということになると思います。

ただいまの6号の議案についてご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第6号議案について、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 ご異議がないようですので、第6号議案について、原案通り可決いたします。

この結果は、直ちに特定行政庁である尼崎市長宛に答申いたしたいと思っております。

次に、第7号議案及び第8号議案は、姫路市にかかります、ごみ処理場、産業廃棄物の敷地の位置についてでございます。これらは相互に関連していることから、一括上程することにいたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（姫路市） ただいまより、第7号議案及び第8号議案について、ご説明いたします。

初めに、第7号議案についてご説明いたします。議案書19ページ、議案位置図5ページをご覧ください。本施設は、産業発展に伴い増加する一般廃棄物及び産業廃棄物の埋め立てゴミの低減と、リサイクル率の向上を目指し、混合廃棄物を分別回収し、廃プラスチック、木くず、紙くず、金属くず等をリサイクル先に搬出することにより、資源の有効利用を図るために設置するものです。本施設は、都市施設として恒久性の担保が困

難なことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用するものです。

前面スクリーンをご覧ください。敷地の位置でございますが、山陽電鉄飾磨駅より南へ約 3.5kmに位置する赤色で示している場所でございます。敷地面積は約 1 万 2,700㎡です。

敷地の用途地域は工業専用地域であり、周辺は発電所、工場等が立ち並んでおり、周囲約 2 km以内に民家は存在いたしません。

全体配置図でご説明いたしますと、今回新設予定の混合廃棄物の破砕施設 1 と、破砕施設 2 が赤色で示している場所でございます。がれき類の破砕施設 3 が、同じく赤色で示している場所でございます。既存で建っております事務所、作業場が緑色の場所でございます。今回新設予定の 2 階建て建物が青色の場所でございます。破砕施設 1 と 2 は共に今回、新設される建物の内部に設置されます。

それでは、処理工程についてご説明いたします。受入れられた混合廃棄物は、粗選別で有価物である金属くずと廃プラスチックを取り出し、廃プラスチックについては破砕機 2 にて破砕し、有価物として取り出します。残りは破砕機 1 にかけて破砕し、再度選別し、有価物として取り出します。ここで、選別が不可能なものは、破砕機 2 へ運ばれて、二次破砕を行い、鉄くず、木くず、紙くずを選別し、残ったガラス・陶磁器くず等は路盤材料として搬出し、リサイクルできないものについては、最終処分場へ搬出し、埋立処分いたします。

また、各選別工程で発生します木くずは、集約し、後ほど説明いたします第 8 号議案の施設へ搬出し、処理いたします。

次に、がれき類、ガラス・陶磁器くずの処理工程についてご説明いたします。がれき類、ガラス・陶磁器くずは、あらかじめ選別された状態で搬入いたします。搬入した各種くずは、一次破砕を経て有価物として取り出し、路盤材として搬出いたします。大きなサイズは二次破砕を行って有価物として回収いたします。

次に、搬入・搬出経路についてご説明いたします。敷地の用途地域は先ほどご説明いたしました通り、工業専用地域であり、土地利用上、支障がないと考えております。主要な搬入・搬出経路は岡山方面については、国道 2 号姫路バイパスから幹線市道を経て臨港道路姫路飾磨線、神戸方面は国道 2 号姫路バイパスから幹線市道を経て県道飾磨港線を通り、搬入・搬出されます。搬入・搬出に伴う交通量については、臨港道路姫路飾

磨線で現況の実測値 8,400台に対し 194台の増加、県道飾磨港線で現況の実測値 6,698台に対し 192台の増加であり、交通上、特に支障はありません。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事前に大気汚染、騒音、振動の3項目について、生活環境影響調査を実施しておりますので、結果についてご説明いたします。

まず、大気汚染については、搬入・搬出車両の運行による二酸化窒素の予測は、主要通行ルート沿道の東側で 0.0412ppm、西側で 0.0413ppmと予測され、環境保全目標値の 0.04から 0.06ppmを満足しております。大気環境に及ぼす影響は、ほとんどないものと考えております。

次に、騒音についてですが、事業敷地は住居から 2 km以上離れており、予測では、周辺住居地域で56.2デシベルであります。これは現況からの増減はなく、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

振動については、事業敷地境界で63.5デシベルと予測されております。事業敷地は工業専用地域であるため、規制基準がなく、また、周辺に住居が存在しないため、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

また、最も施設に近接する自治会に対し、施設設置及び車両通行等に関しての承諾も得ており、関係機関との協議も整っております。

このようなことから、本施設を設置する敷地の位置については、都市計画上支障ないものと判断し、お諮りするものです。

続きまして、第8号議案についてご説明いたします。議案書の21ページ、議案位置図5ページをご覧ください。

本施設は、産業発展に伴い増加する一般廃棄物及び産業廃棄物の埋め立てゴミの低減とリサイクル率の向上を目指し、建設廃材の木くず、及び、先ほどご説明いたしました第7号議案の施設にて一次破砕された木くずを各種チップに二次破砕し、リサイクル先で製紙用、ボード用、燃料用として再利用することにより、資源の有効利用を図るために設置するものであります。本施設は都市施設として恒久性の担保が困難なことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用するものです。

前面スクリーンをご覧ください。敷地の位置についてでございますが、山陽電鉄飾磨駅より、南へ約 1.5kmに位置する、赤色で示している場所でございます。敷地面積は約

2,100 m<sup>2</sup>です。

敷地の用途地域は工業専用地域であり、周辺は工場等が立ち並んでおり、周囲約 0.5 km以内に民家は存在いたしません。

全体配置図でご説明いたしますと、今回新設予定の木くずの破砕施設が赤色で示している場所でございます。既存で建っております事務所、倉庫が緑色の場所でございます。今回新設予定の建物が青色で示しております場所でございます。破砕施設は今回、新設される建物の内部に設置されます。

前面スクリーンをご覧ください。第7号議案の施設及び市内の工事現場等から搬入された木くずは前選別により、燃料用、ボード用、製紙用に選別を行い、選別された木くずを破砕機により破砕し、スクリーンを経て、燃料用チップ、ボード用チップ、製紙用チップとして搬出いたします。また、各工程の破砕で発生する木くずダストは、燃料用として搬出いたします。

次に、搬入・搬出経路についてご説明いたします。敷地の用途地域は先ほどご説明いたしました通り、工業専用地域であり、土地利用上、支障がないものと考えております。主要な搬入・搬出経路は、岡山方面については、国道2号姫路バイパスから幹線市道を経て臨港道路姫路飾磨線、神戸方面は国道2号姫路バイパスから幹線市道を経て県道飾磨港線を通り、搬入・搬出されます。なお、本施設敷地では、従来、混合廃棄物を処理していましたが、混合廃棄物の処理を第7号議案の施設に統合し、木くず専用の処理施設とするため、搬入・搬出に伴う交通量については、臨港道路姫路飾磨線で76台の減少、県道飾磨港線で78台の減少であり、交通上、特に支障はございません。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事前に騒音、振動の2項目について、生活環境影響調査を実施しておりますので、結果についてご説明いたします。

まず騒音については、事業敷地の周辺住居地域で56.4デシベルと予測されており、現況からの増加はなく、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

次に、振動については、事業敷地境界で58.2デシベルと予測されており、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

また、最も施設に近接する自治会に対し、施設設置及び車両通行等に関する承諾も得ており、関係機関との協議も整っております。

このようなことから、本施設を設置する敷地の位置については、都市計画上、支障の

ないものと判断し、お諮りするものです。以上でございます。

○議長 ただいま、第7号議案及び第8号議案の説明が事務局からありましたが、これにつきまして、質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

まず、第7号議案及び第8号議案の2件について、一括して採決したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 それでは、一括してお諮りいたします。

第7号議案及び第8号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議がないようですので、第7号議案及び第8号議案については、原案通り可決  
いたします。

次に、第9号議案は、同じく姫路市にかかります、ごみ焼却場及びごみ処理場（産業  
廃棄物処理施設）の敷地の位置についてでございます。事務局の説明をお願いいたしま  
す。

○事務局 ただいまより、第9号議案についてご説明いたします。議案書23ページ、議案  
位置図6ページをご覧ください。

本施設は、日本国内で発生する廃タイヤの処理問題に対処するとともに、既に実施さ  
れているリサイクル等のさらなる安定的且つ適正なりサイクルの向上を目指し、低迷す  
る地域経済活動を活発化するための一助とすべく、廃タイヤをほぼ100%再利用、再資  
源化するために設置するものです。

本施設は、都市施設として恒久性の担保が困難なことから、都市計画決定をするので  
はなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用するものです。

前面スクリーンをご覧ください。敷地の位置でございますが、山陽電鉄広畑駅から南  
へ約1.5kmに位置しており、新日本製鉄株式会社広畑製鉄所構内の通称、西浜地区に位  
置する、赤色で示している場所でございます。敷地面積は約4万8,100㎡です。

敷地の用途地域は工業専用地域であり、周辺は新日本製鉄関連の工場が立ち並んでお  
り、周囲約0.5kmの範囲には、民家はございません。

全体配置図でご説明いたしますと、青色で示しております部分が、廃タイヤヤードで  
ございます。次に、赤色で示しております部分が、製造施設地区でございます。最後



に、緑色で示しております部分が、貯蔵施設地区と、大きく3つの施設から構成されております。

それでは、処理工程についてご説明いたします。まず、日本国内で発生した廃タイヤを月間 5,000t 受入れ、破砕機により破砕いたします。破砕された廃タイヤは外熱乾留炉へと運ばれ、熱ガスを通し、間接加熱をすることで廃タイヤをガス化いたします。有価物の乾留ガス、残渣ワイヤー等を製鉄所の原燃料等として回収いたします。また、油化設備により重質油と軽質油を回収し、軽質油は乾留炉用の熱ガスとして利用するとともに、熱交換器で蒸気を回収し、再利用していきます。最後に発生した燃焼ガスは、処理を行い、大気汚染防止法の排出規制をクリアした排ガスとして煙突から大気に放出されます。残渣のうち、再利用できないものについては、北九州市の最終処分場で埋立処分いたします。乾留ガス、重質油及び軽質油、ワイヤー等を再利用することにより、廃タイヤ処理量に対し、自家利用分も含め、リサイクル率は約97%となります。

次に、搬入・搬出経路についてご説明いたします。敷地の用途地域は工業専用地域であり、土地利用上、支障がないと考えております。搬入予定の廃タイヤ月間 5,000t のうち、5割から6割は現在、船舶による輸送を予定しており、広畑製鉄所構内の港で荷揚げし、専用車両にて構内の幹線道路を通り、当該施設の廃タイヤヤードまで移送いたします。残りの4割から5割の廃タイヤについては、車両による陸送を計画しており、近畿地区からは国道2号姫路バイパスから国道250号を経て、中国地区からは主に国道250号を経て、それぞれ共に広畑製鉄所の中門から構内に搬入し、構内の幹線道路を通り、当該施設の廃タイヤヤードまで移送いたします。

搬入・搬出に伴う交通量については、市道幹第41号線で現況の実測値 2,209台に対し120台の増加であり、交通上、特に支障はございません。

なお、「廃棄物の処理清掃に関する法律」に基づき、事前に大気汚染にかかる、ばい煙・粉じん及び騒音、振動の3項目について、生活環境影響調査を実施しておりますので、結果についてご説明いたします。

まず、ばい煙についてですが、二酸化硫黄は、広畑製鉄所の周辺地域で 0.0105ppmと予測され、環境基準の 0.04ppmを満足しております。二酸化窒素は 0.0392ppmと予測され、環境基準の0.04から 0.06ppmを満足しております。また、浮遊粒子状物質は 0.076mgと予測され、環境基準の 0.1mgを満足しております。また、塩化水素は 0.00023ppmと予測され、環境保全目標の 0.02ppmを満足しております。また、ダイオキシン類は

0.12pgと予測され、環境基準の0.6pgを満足しております。以上のことから、大気環境に及ぼす影響は、ほとんどないものと考えております。

次に、騒音については、事業敷地の周辺住居地域で59.2デシベルと予測されており、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

次に、振動については、事業敷地境界で36デシベルと予測されており、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと考えております。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく住民告示縦覧を平成15年5月13日から6月12日までの1カ月間行いましたが、施設設置に関して住民からの意見書の提出はございませんでした。専門的な知識を有する方からの意見の聴取を行いましたが、生活環境影響調査等については、妥当であるとの回答も得ております。また、周辺近隣説明につきましても、既に本施設を設置する周辺自治会等に十分な説明を行い、本施設設置に対する意見等は特にございませんでした。

このようなことから、本施設を設置する敷地の位置については、都市計画上支障のないものと判断し、お諮りするものです。以上です。

- 議長 ただいま、事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見ございますでしょうか。
- 25番 まず、お聞きしたいのは、このごみ焼却場及びごみ処理場に関連して、県が行って、国も行っているエコタウン事業の中身と、同じなんでしょうか。これとの整合性と言いますか、中身がもし一致しているのであれば、その内容を教えていただけたらと思いますが、どうなんでしょうか。
- 議長 ただいまのご質問にお答えいただけますでしょうか。
- 事務局（姫路市） ひょうごエコタウン構想に基づいてやっております。
- 25番 今年の予算の中でも、新たに新日鉄内のエコタウン事業の支援センターということで、予算化されたんですが、その中身そのものなんでしょうか、その位置を今回決定しようとしているというふうに理解をしたらよろしいんでしょうか。
- 事務局（姫路市） その通りです。
- 25番 分かりました。それに関係してですね、これは位置の問題ですから、事業そのものについて、私ども意見を申し上げたんですね、新日鉄等から、これは30億の事業で15億の国の補助なり、県市合わせて3,350万ですか、そういった補助がある中で、本来の企業の役割という点では、問題ありというような意見も挙げさせてはいただいている

んですが、今回のこの問題については、あくまでも位置の問題ですから、それに関連してお聞きしたいんですが、先ほどらい、生活環境影響の問題では、問題がないというふうなことだったんですが、大気汚染の部分です、ダイオキシンも確かに 0.1pg ですね、それで 0.6 という数値から見れば、非常に軽いということで、評価をされておられるんですが、いずれにしろ、大気汚染という点ではですね、燃焼すれば煙突から大気が出て来るといふようなこともあって、確かに 0.5km 以内には住宅地がないとか、あるいは自治会にもご説明をされたとか、意見を聞いたとかいふふうなことなんですが、例えば、この地図上で勘兵衛町というのが書いてありますよね、これはその地域から見ればどれぐらい離れてる、一番近い住宅地と見ていいのであれば、そこの住宅の方々にそういう説明がなされたのかどうか。このあたりをお聞かせください。

○事務局（姫路市） 0.5km 以内に住居はございませんという中で、0.5km というのは、まさしく勘兵衛町の自治会にあたるところでございます。場所といたしましては、赤色のマークの左手、西汐入川を隔てて、現在、新日鉄が開発行為で行っております造成地が赤色側にありまして、その部分に、幅20mから70mの緑地帯を1kmの長さに渡って設けてまして、500mしかないんですが、直接、施設は目にできないような位置にございます。

○25番 その住民にですね、それでは、自治会の役員の方にだけご説明をされたんでしょうか。それとも住民の皆さんにされたんでしょうか。

○事務局（姫路市） 聞きますところは、自治会の役員さんに説明を行ったということです。

○25番 そこでですね、私、やはりこういったごみ処理場の問題について、確かに環境の問題でね、大気汚染でも数値を超えていないということでご説明はありましたが、これはあくまでも事前の審査であってですね、事後の不安というのは、それなりに住民の皆さんはおありだと。ましてや、確かに 0.5km スレスレという言い方ではありますが、この事業について、勘兵衛町の方々ね、お一人ひとり知ってらっしゃる方、あるいは知ってない方、いろいろいらっしゃると思うんですが、総じて、やはり聞かされてない方が多いんですね。それは自治会の問題だと、もし言われるなら、それはやっぱり、こういった計画を立てる時には、親切に、全体にこれを告知していくということが、非常に大事だろうと。確かに住民に対して縦覧をしたというふうな手続きは取ってらっしゃったとしてもですね、非常に今、ダイオキシン問題なんかも、浮遊粒子状物質なんかも含

めて、皆さん、神経質になってらっしゃる、当然だと思うんですね。環境問題という意味ではね。

だから、その点では、ここへ至るまでに、私はやっぱりしっかりと合意を取っていただきたかったなというふうに思うんです。役員の皆さんにはOKを取ったということではありますけれども、やはり住民総意としてどうなのかという点では、こういった処理施設をつくる時には、もっと親切にやるべきだと。そういう中では、穿った見方をするようですが、新日鉄の中で、言わばひょうごエコタウン構想の中の事業支援ということになれば、ついついそののところ、見逃したのではないかという危惧を抱いております。私はその案件については賛成しかねるという立場で、それは原因としては住民の合意が取られていないということを理由にしたいというように思っております。以上です。

○議長 他にご意見ございますでしょうか。

それでは採決をしたいと思います。この原案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

○議長 反対1でございます。

したがいまして、第9号議案に関しては、原案通り可決いたしました。

それでは、第7号議案から第9号議案までは、その結果につきまして、直ちに特定行政庁であります姫路市長宛に答申させていただきます。

次に、第10号議案、龍野市にかかりますごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第10号議案、龍野市にかかりますごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、ご説明いたします。

議案書25ページ、議案位置図7ページをお開きください。付議しております産業廃棄物処理施設は、建設工事現場より発生する解体木くず、伐採木、剪定竹材等を破碎し、再生材として利用することにより、資源の有効活用を図るためのものがございます。

前面スクリーンをご覧ください。位置図により説明させていただきます。

龍野市は、行政区域全域が市街化区域と市街化調整区域に線引きされた都市計画区域です。こちらが山陽自動車道で、龍野インターチェンジでございます。国道2号で相生

方面、姫路方面でございます。揖保川が瀬戸内海へ流れております。都市計画道路龍野中央幹線、広山大道線でございます。本施設の敷地は、インターチェンジより南西に約1 km離れた揖保川左岸の工業地帯に位置しており、この赤色の区域でございます。用途地域は工業地域です。

次に、付近見取図により説明させていただきます。こちらは工業地域でございます。こちらが第一種住居地域でございます。市街化調整区域でございます。都市計画道路広山大道線でございます。この位置まで既に拡幅済でございます。青色に塗っております建物が工場、紫色に塗っております建物は倉庫、桃色に塗っております建物が店舗、緑色がお寺、黄色が住宅でございます。本施設の敷地はこの位置でございます。

写真により説明させていただきます。本施設の敷地南東側より見た現況写真で、こちらが敷地の位置で、既設の建物がございまして、この建物内に破碎施設を設置します。こちらの建物につきましては、都市計画道路広山大道線に抵触しており、事業施工時には解体し、協力することで了解を得ております。

次に、配置図により説明させていただきます。施設の配置でございますが、こちらは元々、鉄骨加工工場として建てられた既設の建物でございまして、今回、この中に破碎施設を設置する計画です。敷地面積は約 4,000㎡で、建物の床面積は1,543.98㎡であります。敷地内には緑地を設け、破碎施設は屋内に配置し、散水施設を設けて、騒音や粉塵対策などを施すことにより、環境に配慮した施設にしております。事業主は龍野市龍野町にある(株)龍野土木で、リサイクル事業を計画しております。

次に、本施設における産業廃棄物の処理工程について、概要を説明させていただきます。建設廃材の搬入ルートは、主に龍野中央幹線より広山大道線を経て、申請地の産業廃棄物管理棟に搬入します。そこから破碎処理棟にあります一次破碎機に投入し、木質チップとし、二次破碎機で燃料チップ、おが粉として製品保管施設にて保管します。それを燃料材、土壌改良材、木質形成資材などの再生原料として搬出します。これらの施設を産業廃棄物処理施設とし、処理能力は1日あたり25トンの能力を有しております。

土地利用の面からは、本施設は工業地域内に位置しており、周辺も工場が立ち並んでいること、また、前面道路の交通量は1日あたり 2,592台で、本施設の計画により、建設廃材などの搬出・搬入で増える車両は50台であり、交通に支障を及ぼすものではないと考えます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にかかる手続きについても、環境部局と協議

しており、騒音・振動についても、それぞれの規制値は、70デシベル、65デシベルですが、騒音は53デシベル、振動は50デシベルと、規制値内に収まる計画となっております。

周辺対策につきましても、地元住民に対し説明会を行い、施設設置に伴う同意を得ており、また、龍野市からも特に支障ないと意見をいただいております。

このようなことから、本施設を設置する敷地の位置については、都市計画上、支障のないものと判断しております。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。これにつきまして、質問またはご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

第10号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 ご異議がないようですので、第10号議案につきましては、原案通り可決いたします。

最後に、第11号議案、八鹿町にかかりますごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 引き続きまして、第11号議案、八鹿町にかかりますごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、ご説明いたします。議案書27ページ、議案位置図8ページをお開きください。

付議しております産業廃棄物処理施設は、建設工事現場より発生するコンクリート及びアスファルトの破片を破砕し、道路の再生路盤材として利用することにより、資源の有効活用を図るためのものがございます。

前面スクリーンをご覧ください。位置図により説明させていただきます。八鹿町は行政区域全域が用途地域の指定がない都市計画区域でございます。こちらがJR山陰本線でございます。八鹿駅がこちらに位置しております。こちらが国道312号で、豊岡方面、和田山方面でございます。円山川が日本海側へ流れております。県道宮津八鹿線が走っており、こちらが宮津方面でございます。ふるさと農道でございます。本施設の敷地はJR八鹿駅から北東に約3km離れた赤色の区域でございます。

次に、付近見取図によりご説明申し上げます。こちらが敷地の位置でございます。当該施設の周辺は山林であり、最寄りの人家からは500m以上離れており、周辺住民の

生活生活環境を悪化させる恐れはないと考えられます。

国道 312号からの写真で、位置の説明をさせていただきます。このように、国道より円山川越えに本施設の敷地を見た写真でございますが、こちらが施設の採石場で、今回、この位置に計画しており、周囲は山の木々に囲まれて、周辺の景観についても影響は少ないと思います。

次に、配置図により説明させていただきます。施設の配置等でございますが、こちらは既設の採石場の一部で、今回、この位置に破碎施設を設置する計画です。敷地面積は約 9,000㎡で、建物の床面積は今回の増築部分の 53.16㎡を含めて、183.96㎡でございます。敷地内には緑地を設け、破碎施設は屋内に配置し、散水施設を設けて、騒音や粉塵対策を施すことにより、環境に配慮した施設にしております。事業主は養父郡八鹿町にある豊岡採石㈱で、計画地において採石事業を行っております。

次に、本施設における産業廃棄物の処理工程について、概要を説明させていただきます。建設廃材の搬入ルートは、道路より本施設の産業廃棄物保管施設に搬入します。そこから原料ホッパーに投入し、一次破碎施設、二次破碎施設で粉碎し、ベルトコンベアに乗せて鉄片除去、ふるい分け機で鉄片を選別した上で、製品保管施設にて保管します。それを再生路盤材として搬出します。この施設を産業廃棄物処理施設とし、施設の処理能力は1日あたり 480トンの能力を有しております。

当該地は事業を行っている採石場の中の一部で行うものであり、周囲は山の木々に囲まれ、今回の施設の周囲にも樹木を植樹するなどの配慮をしております。また、前面道路の交通量は1日あたり 160台程度で、本施設の計画により、コンクリートガラ等の搬出・搬入により増える車両は36台程度であり、交通に支障を及ぼすものではないと考えております。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にかかる手続きにつきましても、環境部局と協議しており、騒音・振動についても、それぞれの規制値は、60デシベルでございますが、本計画において騒音は53デシベル、振動が50デシベルと、規制値内に収まる計画となっております。周辺対策につきましても、地元住民に対して説明会を行い、施設設置に伴う同意を得ており、八鹿町からも特に支障ないと意見をいただいております。

このようなことから、本施設を設置する敷地の位置については、都市計画上、支障のないものと判断しております。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。

第11号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 ご異議がないようですので、第11号議案については、原案通り可決いたします。

以上、第10号議案及び第11号議案までの結果につきましては、ただちに特定行政庁である兵庫県知事宛に答申いたします。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。事務局から報告事項があるようですので、お待ちください。では、どうぞ。

○事務局 事務局の方からご説明申し上げます。今後の都市計画区域のマスタープランの付議予定でございます。平成13年5月の都市計画法改正により、平成16年5月までの都市計画区域で、都市計画区域の整備、開発保全の方針、いわゆる都市計画マスタープランの策定が義務付けられたところでございます。これにつきましては、平成14年2月、本都市計画審議会により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する基本的な考え方についてのご答申をいただき、都市計画案の策定を進めておるところでございます。

本日、丹波地域の氷上、柏原、篠山、春日の4都市計画区域のマスタープランをご審議いただいたわけでございます。今後、来年5月の法定期限に向けまして、次回9月には淡路、但馬の計15都市計画区域のマスタープランをお諮りする予定でございます。引き続き、11月審におきましては、阪神間都市計画区域のマスタープランと、線引等の関連する都市計画、それから2月審に神戸・東播の都市計画区域マスタープラン及び線引き等、並びに東条、吉川、中のマスタープランでございます。4月に中播磨、西播磨及び山崎、西播磨高原都市区域について付議する予定でございます。これに先だちまして、それぞれの公聴会の開催に向けて、現在、関係機関との協議を進めておるところでございます。以上、お知らせさせていただきます。

○議長 いわゆる、この9月、11月、2月、4月にかけて、一般に都市マスと言ってる案件がかなり続いて出てまいります。今後ともどうぞご協力をお願いしたいと思います。このことについて、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ないようでございますので、これをもちまして、平成15年度第1回の審議会を閉会い



たします。皆様には、始終ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

事務局から連絡事項があるそうですので、お願いいたします。

○事務局 次回、平成15年度の第2回の審議会につきましては、9月下旬頃を目処に開催する予定でございます。日程が決まり次第、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時30分

## 平成15年度第1回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成15年8月4日 午後1時30分～3時30分  
場 所：兵庫県不動産会館 7階 研修ホール

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	黒 田 勝 彦	神戸大学教授	
	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	中 瀬 勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授	
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	西 村 多嘉子	大阪商業大学教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	村 井 正	関西大学教授	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	山 川 雅 典	農林水産省近畿農政局長	代 理
	宮 城 勉	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長 (兵庫県市長会)	代 理
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	末 松 信 介		
	原 亮 介		
	梶 谷 忠 修		
	野 間 洋 志		
	佃 助 三		
	毛 利 り ん		
	小 林 護		
市町の議会の議長 を代表する者 (第3条第1項第5号)	井 上 熙	小野市議会議長 (兵庫県市議会議長会)	
	振 角 利 允	夢前町議会議長 (兵庫県町議会議長会)	